港湾緑地の指定管理者募集に係る「質問及び回答」

※現地説明会等での質問については、回答を後日掲載します。

千葉ポートパーク

No.	質問内容	回　　答
1	指定管理期間が３年間に変更された経緯について、ご教示ください。	ポートパークを持続的に集客可能な施設として活性化するための検討を進めていくため、指定管理期間を最短の３年にしました。
2	テニスコートの予約システムおよびキャッシュレス決済導入に係る費用や決済手数料について、経費として指定管理料に計上して差し支えないか、ご教示ください。	経費として指定管理料に計上していただいて差し支えありません。
3	「ちば施設予約サービス」は本施設で利用可能でしょうか。また、利用する場合の初期費用・運用費（月額等）について、参考額があればご教示ください。	利用可能。費用は県で負担するため、事業者側の負担はありません。
4	現指定管理者が過去３年間に実施した自主事業の内容についてご教示ください。	主な自主事業としては、恐竜王国、バーベキュー、みどりの学校、港の屋台、自動販売機の設置です。
5	直近の年度におけるトイレットペーパーの年間平均補充個数について、ご教示ください。	年間３０箱を購入しています。
6	庭球場の利用状況について、１時間・半日・１日それぞれの料金区分ごとの利用割合をご教示ください。	１時間単位の利用が約７割。半日は約３割。１日利用はなし。昨年度利用者は１３,９４３人です。
7	休憩場内の放送設備について、その用途及び利用状況をご教示ください。	現在ほとんど利用しておらず、緊急時の放送のみ使用しています。
8	現在公園内で行われている「屋台村」および「フリーマーケット」について、継続実施を前提に、公園の自主事業として本公募で提案することは可能でしょうか。	可能です。
9	本公募の管理範囲内において、現状復帰を前提とし、一般利用者の妨げにならない場所であっても、埋設物や法令上の制限等により工作物の設置が不可となっている箇所があれば、ご教示ください。	基本的にはありませんが、設置の際は許可が必要になりますので、事前に御相談ください。

No.	質問内容	回　　答
１０	当公園における目的外使用許可及びその他の公園使用料に関する、過去３か年分の実績をご教示ください。 ※外部団体によるイベント等の実施状況を把握するための参考資料をさせていただきます。	・目的外使用許可 令和４年度２０件、令和５年度４１件、令和６年度３８件 ・施設内行為許可 令和４年度３６件、令和５年度３８件 令和６年度３８件
１１	当公園における修繕費の過去３か年分の実績について、ご教示ください。	千葉港湾事務所実施の修繕 Ｒ４ 漏水調査　６４５千円 ウォータープラザモニュメント劣化調査　２２０千円 管理事務所空調設備修繕　９６８千円 Ｒ５ 枯損木伐採　６６０千円 Ｒ６ 街路灯撤去　３７千円
１２	芝地について、３年後に現状復帰を行うことを前提としたうえで、改修や工作物の設置を行うことは可能でしょうか。 ※利用者の安全確保や景観への配慮等、必要な条件があればご教示ください。	可能ですが、設置をする場合は、千葉港湾事務所に事前に御相談ください。
１３	提出様式の「⑨スタートアップ労働条件の WEB 診断結果」について企業で実施していない場合でも提出は必須でしょうか。	WEB 上で実施して提出してください。
１４	納税証明書等、電子発行で取得できるものは、必ずしも原本でなくてもよいか。	問題ありません。
１５	・R6 年度の来場者数を教えてください。また、カウントの方法と算出方法をご教示ください。	令和６年度の利用者数は２１１,１０９人になります。カウント方法は職員が園内巡視中に１日１回し、カウンターを使用して計測しています。
１６	公園事務所内に設置している、エアコン機器については指定管理者の所有のものでしょうか。	千葉県の所有です。
１７	シャワー室の利用率・人数および、仕様について（温水/冷水・給湯式）をご教示ください。	利用率、人数は不明。シャワーはボイラー故障のため冷水です。